

工事請負契約書の作成手順

日向市役所 総務課 契約係

I. 袋とじの順序

(1) 工事請負契約書

- ・工 事 名：競争入札通知書の件名を記入してください。
- ・工 事 場 所：競争入札通知書の履行場所を記入してください。
- ・工 期：始期は原則として契約日の翌日（土、日、祝日の場合はその翌日）を、
終期は競争入札通知書の履行期間の日付を記入してください。
- ・請 負 代 金 額：消費税を含んだ金額及び消費税相当額を記入してください。
- ・契約保証金：西日本建設業保証、銀行、現金の場合
→要に○印をして財務規則第108条と記入してください。
※現金で納付する場合には、事前に工事担当課へご連絡ください。
損害保険会社の場合
→不要に○印をして財務規則第109条第1号と記入してください。
- ・契 約 日：特に指定した場合を除き、提出する日付を記入してください。

契約書（2部）の提出期限は、落札決定の日から起算して7日以内です。ただし、7日目が土・日・祝日の場合は、その翌日となります。なお、お盆や年末年始など長期休暇の場合は、協議の上、提出期限を設定します。

- ・そ の 他：出来高部分払いの回数は記入不要です。

(2) 資材の再資源化等に関する事項（別紙1）

- ・該当がない場合も添付してください。＜次頁参照＞

(3) 日向市工事請負契約約款 ※両面印刷可

(4) 工事設計書

(5) 図面又は図面目録（建築工事等の場合のみ）

(6) 仲裁合意書 ※両面印刷可

- ・袋綴じした時に裏面の文字が隠れないよう注意してください。最後に白紙を1枚つけていただいても結構です。

II. その他必要な書類（袋綴じしないで別に提出）

- ・契約保証金にかかる工事履行保証保険証書（原本）等
- ・建設業退職金共済掛金収納書（別紙のA4用紙に貼り付けてください。）
※発注者名、工事名を必ず記入してください
※該当のない場合には『建設業退職金共済証紙を購入しない理由書』を提出してください。
- ・着工届、現場代理人選任（変更）通知書、略歴書、工程表、工程表（棒グラフ）は工事担当課に提出してください。
- ・前払金：前払金を請求する場合は「前払金請求書」（専用様式有）に請負代金額（消費税込）の40%（10万円未満切り捨て）を記入して前払金保証書とともに工事担当課に提出してください。
ただし、請負代金額（消費税込）が100万円未満の場合には請求できません。
前払金請求書は専用の様式をご利用ください。下記からダウンロードできます。
（市ホームページ＞産業・経済・ビジネス＞様式等ダウンロードサービス＞工事請負）
※前払保証は、西日本建設業保証㈱のみの取扱となります。詳しくは、西日本建設業保証㈱宮崎支店へお問合せください。TEL(0985)24-5656

ご不明な点は、財政課契約係までおたずねください。TEL(0982)54-5761

工事請負契約書に係る「資材の再資源化等に関する事項」について

「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」の施行に伴い、平成14年5月30日より「資源の再資源化等に関する事項」について契約書に添付することが義務づけられました。つきましては、下記要領により記載していただきますようお願いいたします。

<記載要領>

1. 必要事項の記入者について

必要事項は、当該工事の請負者が記入することとする。

2. 記載事項の内容の確認について

記入後の必要事項の内容については、発注者が確認を行うこととする。

3. 工事請負契約書への記載方法について

(1) 様式について

別紙1を使用し、必要事項を記入すること。

(2) 必要事項の記入方法について

右上該当欄に○印をすること。（該当がなければ、以下は記入する必要なし）

ア. 分別解体等の方法

特定建設資材の分別解体等について、作業内容及び分別解体等の方法について記入すること。

なお、作業内容が複数ある場合はそれぞれについて記入すること。

イ. 解体工事に要する費用

特定建設資材の分別解体に要する費用を直接工事費で記入すること。なお、計上する費用は、解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とし、仮設費及び運搬費は含まないこととする。

ウ. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類ごとに、再資源化等をする施設の名称及び所在地を記入すること。

エ. 再資源化等に要する費用

特定建設資材の再資源化等に要する費用を直接工事費で記入すること。なお、計上する費用には、運搬費を含むこととする。

4. 工事請負変更契約書への記載方法について

(1) 様式について

別紙2を使用し、必要事項を記入すること。

(2) 必要事項の記入方法について

ア. 分別解体等の方法

特定建設資材の分別解体等について、作業内容及び分別解体等の方法について変更後の内容を記入すること。

なお、作業内容が複数ある場合はそれぞれについて記入すること。

イ. 解体工事に要する費用

特定建設資材の分別解体に要する費用について変更前及び変更後の金額を直接工事費で記入すること。なお、計上する費用は、解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とし、仮設費及び運搬費は含まないこととする。

ウ. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類ごとに、変更前及び変更後の再資源化等をする施設の名称及び所在地を記入すること。

エ. 再資源化等に要する費用

特定建設資材の再資源化等に要する費用について変更前及び変更後の金額を直接工事費で記入すること。なお、計上する費用には、運搬費を含むこととする。